

令和2年度政令第41条非該当核燃料使用施設及び核原料使用施設
において実施した規制検査における主な気付き事項について

令和2年度においては、21施設に対する規制検査を実施し、核燃料物質等を使用する上で、改善が望ましい事項に対して、口答で申し伝え、その改善状況を確認した。主な内容は以下のとおりである。

① 保管場所周辺の定期的な線量測定

核原料の保管場所周辺の線量測定については、規則に基づき定期的実施することが求められているところ、これが適切に行われていない状況が確認されたため、測定及び結果の提示を求め、有意な線量ではないことを確認した。

② 測定に用いる放射線計器の校正

規則に基づく測定においては、校正を行った計器により測定することを求めたところ、新たな放射線測定器による測定が実施され、有意な線量でないことを確認した。

③ 施設管理の計画

昨年4月に改正された規則においては、施設の管理について、方針、目標、実施、評価についての計画を策定し、実施することが求められているところ、これの整備が十分でなかったことから、非該当使用者説明会において配布した資料を参考に策定するよう求めたところ、社内規定の改定が行われ、明確化したことを確認した。

④ 立入制限区域の表示

周辺監視区域や管理区域入口に関係者以外の立入りを制限する表示がなかったため、それを求めたところ、適切な表示が設置されたことを確認した。

(参考)

令和2年度原子力規制検査対象施設

- ・ 東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター
- ・ ラジエ工業株式会社 本社工場
- ・ 東亜ディーケーケー株式会社 狭山テクニカルセンター
- ・ 株式会社藤井製作所 千葉工場
- ・ 住友化学株式会社 千葉工場 袖ヶ浦地区
- ・ 一般財団法人電力中央研究所 横須賀運営センター 材料分析棟
- ・ 柴田陶器株式会社
- ・ 株式会社UACJ 名古屋製造所
- ・ 山口耐火有限会社
- ・ 三津和化学薬品株式会社
- ・ 三井化学株式会社 大阪工場
- ・ 近畿大学原子力研究所
- ・ キシダ化学株式会社 三田事業所
- ・ 生野株式会社内 株式会社松本正夫商店 貯蔵施設
- ・ 島根県 防災部 原子力安全対策課 原子力環境センター
- ・ 住友化学株式会社 愛媛工場 新居浜地区
- ・ 愛媛県原子力センター

- ・九州電力株式会社 玄海原子力発電所
- ・有限会社ケイピーシーセラックスジャパン
- ・美濃顔料化学株式会社
- ・コニカミノルタ株式会社コニカミノルタ神戸第2サイト

以上 2 1 使用施設